

\*\*\* · · · + - \* \* \* \* · · · \* \* + + + + · · · + + + - - - · · · + - \* \* \* \*

# 憲法しんぶん速報版

発行 憲法改悪阻止各界連絡会議（憲法会議）

E メール mail@kenpoukaigi.gr.jp TEL03-3261-9007  
ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp FAX03-3261-5453

2025年12月22日(月)

NO. 1641号

本号3頁

## 首相官邸幹部が「日本は核兵器を保有すべきだ」と発言

共産党の政策委員長、山添拓参院議員が19日までに自身のX（旧ツイッター）を更新。首相官邸幹部が報道陣に、個人の意見としつつ「日本は核兵器を保有すべきだ」との考えを示したとの報道を受け「非核三原則どころでなく、政府が掲げているはずの核廃絶と完全に逆行し高市政権のタガが外れた暴走があらわ」と指摘。「『記者団に対し発言』とあるが名前がないのはオフレコゆえか。しかしこの逸脱はいかなる場面であれ断じて許されない」と厳しくと批判しました。

複数の報道によると、「官邸幹部」は米国の核抑止の信頼性の問題に言及した上で「日本は核兵器を保有すべきだ」としつつ、核兵器不拡散条約（NPT）との兼ね合いが課題になり、実現は難しいとも指摘しているとのことです。また、政権内で核保有の議論をしているわけではないとも語ったといいます。各社とも、「官邸幹部」は匿名で報じています。

官邸幹部の発言は、日本の核兵器保有に関する重要な議論を引き起こしました。この発言は、非核三原則を堅持する政府の立場を逸脱したものであり、国内外に波紋を呼びました。特に、台湾有事を巡る首相の国会答弁に反発する中国が日本批判を展開する中で、さらなる反発が予想されています。

中国外務省の郭嘉昆報道官は19日の会見で、事実であれば事態は極めて深刻であると強い口調で批判しました。「核兵器を保有しようとする日本の一部勢力の危険な企みが露見した」と断じ、国際社会とともに高い警戒心を持って見守る必要があると主張。さらに、核不拡散体制を脅かす混乱の源であるとして、国際的な一線を越える行為を即刻やめるよう日本側に求めました。

この発言は、オフレコを前提とした非公式取材の場で出たものですが、発言者の責任論が上がっています。自民党内からは、個人的な意見を軽々に言うことは控えるべきだとの意見が上がっています。政府は、核の扱いを含む安保政策に関する方針について説明が求められる中で、この発言は重要な議論の一つとなっています。

「しかるべき対応」「早急に辞めていただく」「罷免に値する」等と与野党から批判

木原稔官房長官は19日に会見で、「報道については承知をしておりますが、個別の報道の逐一についてコメントすることは差し控えさせていただきます。政府としては、非核三原則を政策上の方針として堅持しているということは申し上げておきます」と語りました。

自民党の中谷元・防衛相は、「政府の立場として個人的な意見を軽々に言うことは控えるべきだ。特に今、政治的に議論している最中だ」と述べ、「本当だとしたら怪しからん話だ。公になつた以上、しかるべき対応をしなければいけない」と語りました。

野党からは、野田立憲代表は「個人的な意見とはいえ、こうした考え方を持っている方が首相のそばにいること自体に問題がある。早急に辞めていただくことが妥当ではないか」と主張。斎藤公明党代表は「幹部からこのような発言が出たことは許せない。罷免に値する重大な発言だ」と批判しました。



www.ijerpi.org | 10

## **9条2項削除と「国防軍」明記 維新の憲法提言案判明**

日本維新の会の提言「21世紀の国防態勢と憲法改正」原案が17日、判明しました。安全保障環境が厳しさを増す中、防衛力向上を図るために「戦力不保持」を定めた憲法9条2項の削除や集団的自衛権行使の全面容認、憲法への「国防軍」明記などを打ち出しました。最終調整を経て18日に公表する予定。自民党との連立に向けた交渉が具体化した場合、国防意識の距離感も判断材料となりそうです。

提言の第1部では、日本が力による現状変更をいとわない核保有国に囲まれ、領海や領空の侵犯も相次いでいると指摘し、「わが国の抑止力の増強および日米同盟の深化が喫緊の課題」との認識を示しました。

第2部では、日米同盟を深化させる観点から新たな防衛構想が必要だと強調。具体的には①「憲法9条2項削除および国防条項の充実」②「日米安全保障条約改正による相互防衛義務の設定」③「海洋国家連合および四海同盟（日米豪比同盟）の締結」を掲げました。

第9条1項の改正は不要との認識を示しつつ、2項は「国際法から大きく乖離している」として削除を主張。それに伴い「集団的自衛権行使を全面的に容認する」「わが国の防衛の基本方針は、『専守防衛』から、『必要不可欠な防衛力行使』又は『積極防衛』等の概念に転換する」などと書き込んでいます。

また、憲法に「国家固有の権利たる自衛権（個別的自衛権および集団的自衛権）」を有することや「国防軍」の保持、軍事裁判所の設置を明記するとしました。

提言をまとめた背景には、中国などの軍事的脅威が強まる中で米国の国力が相対的に低下していることや、トランプ米大統領が日米安保条約の「片務性」に不満を漏らしたことへの懸念があるとしています。維新幹部は「戦争をしない、戦争に巻き込まれないための抑止力強化が目的だ」と説明します。

自民の新総裁誕生を見極めた上で、提言を政府・与党に渡すことも検討しています。維新は衆参両院で少数与党に陥った自民にとって連立の有力候補。別の維新幹部は「総裁候補に『9条2項削除についてどう思うか』と聞く」と述べました。

### **第219回臨時国会での改憲策動 その1**

## **参政党が初めて憲法審査会で発言 一から作り直す必要がある**

参政党から3名もの議員が参議院憲法審査会に選出され、そのうち安達悠司議員が幹事に就任しました。11月26日の参院憲法審査会で、初めて参政党が発言しました。その一人が、安達悠司氏です。

安達氏は、現行憲法が占領下で制定されたことなどを問題視したうえで、「部分的な修正ではなく、前文から日本人が自分たちで考えて一から作り直す必要がある」と訴えました。参政党は、「なぜ創憲なのかを御説明します」と発言。「一つは、まず日本国憲法の制定過程に問題があるからです。日本国憲法は、御存じのように、昭和21年11月3日に連合国軍総司令部、GHQの作った草案に基づいて、主権が制限されている状態の中、占領下で制定されたものであり、国民の自由な意思に基づいて作られたものではありません。また、二つ目として、日本の伝統や文化など、日本固有の価値観や考え方がほとんど取り入れられておらず、GHQによる占領下で言論統制の下つくられた歴史認識に基づいています。三つ目に、日本国憲法には、外国の侵略から国を守ると、こういった仕組みが備わっていません。当時の時代背景があることは承知していますが、日本の憲法がいまだに占領時代に外国の草案に基づいて作られたままでいるというのはおかしくないでしょうか。だから、参政党は、日本国憲法を部分的な修正ではなく、根本的に、前文からもう一度日本人が自分たちで考えて、一から作り直す必要があると考えております」と述べました。

また、五日市憲法草案、大日本帝国憲法の制定などの歴史を踏まえれば、日本人が自分たちで憲法を作ることは可能であり、一から憲法を作ることには国民に活力とエネルギーを与え国中の思いを統一する大きな力があるとの見解を示しました・さらに、海外の憲法改正の動きの調査を行うべきと主張。緊急事態条項については、感染症の蔓延が対象となっている場合、人為的に緊急事態を作り出されるおそれがあるため、反対であると述べました。

## 安達氏は弁護士でありながら、「基本的人権は永続的なものではない」等と発言

安達氏といえば、弁護士でありながら、「基本的人権は永続的なものではない」「国民主権とは国民が憲法をつくること」などと主張してきた人物です。彼は参政党の憲法草案を実質的に作成した当事者であり、その草案の随所には、立憲主義や平和主義に対する理解の欠如がにじみ出ています。さらに、同じく憲法審査会の委員となった「さや」氏は、公然と「核兵器は一番安上がりだ」と発言しており、憲法9条を土台に築かれてきた日本の平和主義を真っ向から否定しています。

これが単なる「意見の相違」や「政治的多様性」で済まされる段階ではありません。

憲法審査会は、本来、憲法の在り方について冷静に議論を交わすための場であるはずです。しかし現実には、「憲法を変えること」を前提に動く政党一自民党・維新・参政党など一がその多数を占め、「議論の積み重ね」という民主的手続きを形式化し、改憲への“装置”として動き始めています。そこに、憲法の基礎を理解していない人物や、平和主義を敵視するような人物が加わっている現実こそ、極めて深刻な危険です。

この場が、「国家権力を制限するための憲法」ではなく、「国家の都合に沿った憲法づくり」へと歪められていく予兆が、いまはっきりと現れているのです。

安達氏の「国民主権とは“国民が憲法をつくること”を意味します」「基本的人権は“永久の権利”ではない。社会秩序のために制限されるべき」一見もっともらしく見えますが、これらの説明は立憲主義の根幹を揺るがす極めて危険な見解です。

「国民主権」とは、本来、主権者である国民が国家権力を制限し、憲法の下に置くことを意味します。しかし参政党はそれを、「国民が新しい憲法をつくる=今の憲法は正当でない」という文脈で語ります。これは現行憲法の正統性を否定し、国家に歯止めをかける原則そのものを骨抜きにする思想です。さらに、基本的人権についても「絶対的なものではない」「国益や秩序のために制限できる」と繰り返します。これは、「国家は人権の上にある」という発想であり、憲法によって国家権力を縛るという立憲主義の基本に反するものです。

この憲法草案を主導した安達悠司氏は、「現行憲法には、アメリカがつくった押しつけの側面がある。だから自主憲法をつくることが本当の『国民主権』なんです」「人権とは何か。国家や社会が機能するために、制限があるのは当然です。戦後民主主義は人権を絶対視しすぎた」と語っています。

弁護士という資格をもちながら、「人権は国家の都合で制限可能である」という発言を平然と行い、憲法の目的をはき違え、憲法97条「・・・これらの権利は、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」を否定しているのです。

そしてこの人物が、今や憲法改正を取り仕切る「憲法審査会幹事」の地位にいます。これは「驚き」では済まず、「恐怖」すべき事態です。

安達氏のように、憲法の基本構造を理解せず、国家の上に立つはずの人権を相対化する人物が、憲法改正の議論をミスリードしていくような状況を、私たちは決して傍観してはなりません。

この国の未来が、静かに、しかし確実に、憲法の根底から変えられようとしている。そのことに気づいたなら、声を上げましょう。「憲法を守る」とは、「人権と平和を守る」ということに他ならないのです。「立憲主義を守れ」、「変えるべきは憲法に反した現実だ」の声を、ご一緒にあげようではありませんか！